



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 海岸保全区域の変更……………(建設局河川部指導調整課)……………四
- 告示(公)
- 東京都公安委員会委員長の選任及び東京都公安委員会委員長代理の指名……………七
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………七
- ………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………(同)……………(二〇)
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(同)……………(二一)
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………(二一)
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(同)……………(二二)
- ………(同)……………(二二)
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………(二三)

○都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………三

告示

●東京都告示第千二百二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 検査地域

武蔵野市

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十四年九月七日から同年十月三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(港区海岸一丁目七番四号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

の名称

●東京都告示第千二百三十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十四年八月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 検査地域

北区及び足立区

非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用する二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十四年九月三日から同月二十八日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

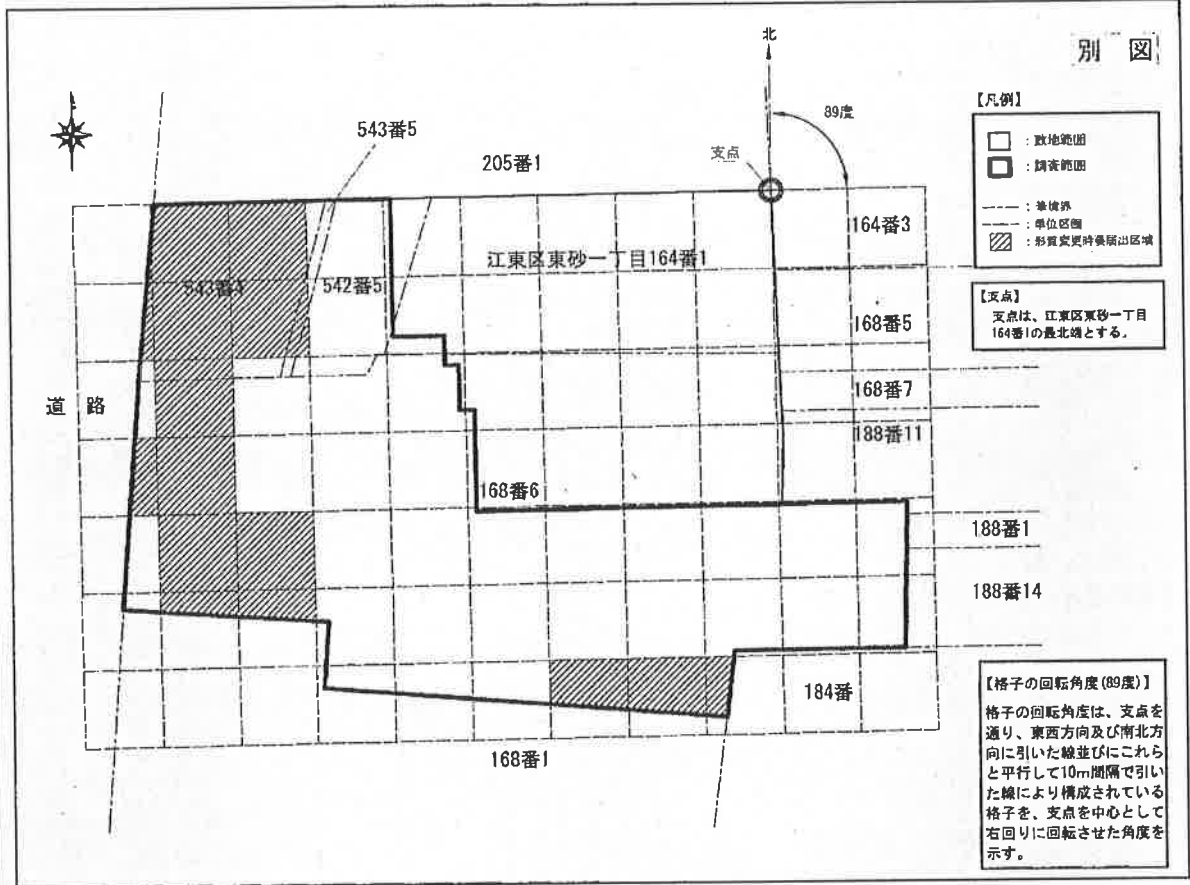
特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千二百三十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び



●東京都告示第千二百三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年八月三日




東京都知事 石原 慎太郎

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区有明一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

【格子の回転角度】
 支点(1) 56度23分44秒
 支点(2) 56度23分44秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

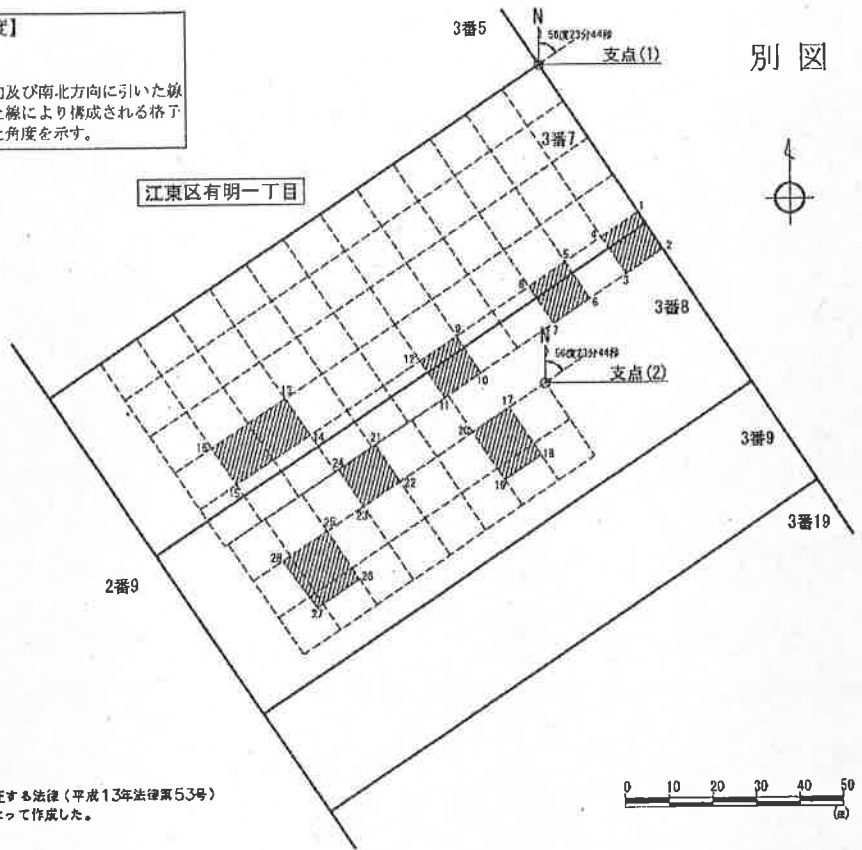
【凡 例】

	形質変更時要出区域
	単位区画境界線
	筆境界線

江東区有明一丁目

No.	X座標 (m)	Y座標 (m)
支点(1)	-40641.400	-4342.911
支点(2)	-40613.062	-4342.245
1	-40674.716	-4370.773
2	-40683.044	-4315.238
3	-40588.579	-4323.567
4	-40630.250	-4329.102
5	-40635.784	-4337.429
6	-40634.113	-4321.898
7	-40598.688	-4340.225
8	-40591.219	-4345.759
9	-40602.388	-4382.417
10	-40610.717	-4356.882
11	-40616.251	-4365.211
12	-40567.923	-4370.745
13	-40518.197	-4401.286
14	-40514.329	-4356.732
15	-40533.595	-4412.299
16	-40427.287	-4417.824
17	-40618.597	-4350.574
18	-40629.424	-4343.379
19	-40634.959	-4351.608
20	-40624.131	-4359.903
21	-40628.912	-4381.695
22	-40625.790	-4319.590
23	-40640.278	-4383.889
24	-40532.408	-4389.424
25	-40546.269	-4392.219
26	-40607.097	-4385.023
27	-40603.460	-4394.588
28	-40627.046	-4402.265

※上記座標は、測量法及び水路測量法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、日本測地系座標計算によって作成した。



別図

●東京都告示第千二百三十五号
 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、昭和三十四年東京都告示第千五百七十七号及び昭和六十一年東京都告示第七百九十四号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

この関係図書は、平成二十四年八月三日から起算して二週間東京都建設局河川部及び東京都三宅支庁において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月三日
 東京都知事 石 原 慎太郎

一 海岸名
 東京都伊豆諸島沿岸御蔵島御蔵海岸

二 変更後の海岸保全区域

次の各線で囲まれた陸域及び水域(別図のとおり)

イ線 御蔵島村里地内一般都道第二百二十三号二級基準点番号二百一(マイナス二十三万三千三百六十五・五三七メートル、マイナス二万二千五百十八・二五八メートル)より方向角四十三度三分一秒、延長四十七・七六メートルを起点(河1)として、方向角二十九度一分四十七秒、延長百・八五メートルの地点(河2)まで引いた線

ロ線 イ線の終点(河2)から四十度四十八分十九秒、延長九十九・二五メートルの地点(河3)まで引いた線

ハ線 ロ線の終点(河3)から六十四度四十三分五十一秒、延長六十九・〇一メートルの地点(河4)まで引いた線

ニ線 ハ線の終点(河4)から百四十九度三十四分四十四秒、延長十四・九〇メートルの地点(河5)まで引いた線

ホ線 ニ線の終点(河5)から八十九度五十分五十七秒、